



県章

山形県公報

令和7年9月16日（火）

第639号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 公共測量の実施の通知……………（農村計画課）…953
- 県営土地改良事業計画の変更……………（置賜総合支庁農村計画課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…954

公 告

- 一般競争入札の公告……………（村山総合支庁建設総務課）…同

告 示

山形県告示第651号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
南陽市高梨地内外
- 2 公共測量を実施する期間
令和7年9月22日から令和8年3月24日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級基準点測量）

山形県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営上萩野地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上萩野地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
川西町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和7年9月16日から同年10月16日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第653号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 9 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市、寒河江市、上市市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡河北町、同郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町及び北村山郡大石田町の一部
- 2 公共測量を実施する期間
令和 7 年 8 月 28 日から令和 8 年 3 月 27 日まで
- 3 作業の種類
公共測量（同時調整、数値地形図作成）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年 9 月 16 日

山形県村山総合支庁長 岡 崎 正 彦

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁共用入札室（6 階）
 - (2) 日時 令和 7 年10月27日（月） 午後 1 時30分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,400,000キログラム
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月31日まで
 - (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 1 キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下 2 桁までとする。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和 7 年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和 7 年 1 月 31 日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。
イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8186

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年10月8日（水）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月2日（木）午後5時までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 1,400,000kg

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. October 27, 2025

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan TEL 023(621)8186

令和7年9月16日印刷
令和7年9月16日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県